北海道知事 高橋はるみ様

(一般社団) 北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙

平成 24 年度エゾシカの捕獲禁止及び制限(可猟区域)について(道案) に係る意見書

平成24年度エゾシカの捕獲禁止及び制限に関する意見を次のとおり提出します。

1 エゾシカの捕獲の禁止及び制限に係る意見 (賛否の別) 一部に賛成・多くに反対

2 賛否に係る理由

(1) 総論

当協会は、エゾシカの捕獲禁止及び制限に関する道案に対して、従来から、狩猟・捕獲によるエゾシカの増加抑制策が必要であることは認めており、その点では道案に「賛成」してきた。しかし、実際には、農林業への影響や交通事故などのエゾシカ増加による影響の減少が明らかではなく、自然生態系への影響が著しく拡大する傾向が強いため、増加抑制策の実効性が問われる状況にある。そのような判断に基づき、当協会は、従来から、北海道によるエゾシカ増加抑制策には「増加や分布拡大の現状と原因についての科学的調査研究の不足」と「自然生態系への悪影響を減少させる対策の不足」が根本的に大きな問題であると指摘してきた。また、平成22年度からの当協会意見では、過去に不足であった「北海道森林管理局との協働作業」が増加抑制策の実効性の観点から重視されるべきことを加えてきた。しかし、これらの問題が解決されていない状況では、北海道において総合的なエゾシカ対策が欠けていると考えざるをえない。そのため、当協会は、道案に改革すべき観点を示し再検討を求める意味で、賛成しない「保留」としての意見を提出してきた。

そうした経緯において、北海道環境生活部にエゾシカ対策室が設けられた昨年度の道案、そして今回の平成24年度道案も、基本的には、狩猟・捕獲による増加抑制策(農林業被害防止のために狩猟を適正化すること)にのみ特化した従来からの計画が継続されている。今回の道案もまた、当協会が長年指摘してきた種々の問題点について真摯に対応しておらず、総合的なエゾシカ対策を示していない。以上のように、捕獲だけに頼り、科学的調査とそれに基づく対策が不足する根本的欠点については、今回の道案でも同様であるので、ここに、改めて、不足が大きな道案であることを強調したい。

他方、道民への科学的・論理的な説明が不十分であるとともに、それに基づいた道民の意見収集が不足である。7月下旬、北海道(環境生活部長名)から当協会に対して、標記道案に対して意見を提出するよう文書照会があった。そこには、平成24年度については「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、公聴会を開催せず、当協会に対しては文書による照会とさせていただく」旨が付記されていた。しかし、今回の北海道による対応は、地元市町村や利害関係者の意見聴取は行った上で、余りにも短期間に当協会の意見を求めている点で、それ以上に、自然への影響に関わる意見を道民から広く聞く機会を持たない点で、総合的なエゾシカ対策を推進するため道民の多様な意見を聞こうとしていないと判断される。ちなみに、今回の法改正では、都道府県知事にあっては「公聴会を開催しない」ことではなく、「公聴会の開催その他の必要な措置を講じる」と記されている。したがって、北海道は、従来に増して、科学的・論理的な説明の後に一定期間をおいて、広く道民の意見を聞くべきである。

以上のことから、当協会は、北海道に猛省を求めるため、今回は「一部に賛成・多くに 反対」の意見とする。それは、道案の現状では、農林業や自然生態系への影響を防ぐこと ができず、ましてや捕獲によるエゾシカ増加抑制策の効果すら上げることができないと危 惧するからである。以下に、当協会が、賛成できない理由・論点について述べる。

(2) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の目的に合致しない問題がある

道案は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために立案され、同法第12条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定に基づいて定めた平成24年度の措置を定めると記されている。道案は、エゾシカの増加と分布拡大、それに伴う農林業などの被害増加に対して、エゾシカの捕獲禁止及び制限を大幅に規制緩和し、狩猟・捕獲による増加抑制策を例年以上に推進しようとする計画である。同法第12条第2項では、「都道府県知事が狩猟鳥獣を保護する観点から、可猟区域や禁猟期間を設け捕獲・狩猟の禁止又は制限ができる」旨が規定されており、14条第2項及び

同伝第12条第2項では、「都道府県知事が狩猟鳥獣を保護する観点から、可猟区域や祭 猟期間を設け捕獲・狩猟の禁止又は制限ができる」旨が規定されており、14条第2項及び 第3項では、それぞれ場合によるが「都道府県知事が禁止又は制限する期間を延長するこ とができる、また禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる」旨が規定されて いる。

道案は、上記の法に基づいて定められているので、北海道の施策を全体的に法の目的に 合致させる必要がある。同法第1条(目的)には、「鳥獣の保護を図るための事業を実施 するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて 猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もっ て生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通 じて、自然環境の恵沢を教授できる国民生活の保護及び地域社会の健全な発展に資するこ とを目的とする。」と記されている。

道案は、上記の法の目的と照合すると、「被害防止のため、狩猟の適正化を図ること」には対応するが、特に「生態系に係る被害を防止すること」や「生物の多様性の確保に寄与すること」については触れていない。ただし、今回の道案では、その他の事項・調査研究において、前年度の2行の記述を6行に増やして「・・・分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図るものとする。・・・保護管理施策の効果を検証するため、農林業被害、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める」と記されており、継続的な調査研究、現状把握や情報収集が新しく加えられているので、ぜひ、調査を進め、その結果を広く道民に公開していただきたい。ただし、法の目的にある生態系への被害防止や生物多様性確保に寄与することまで道案に明記されていないので、もう一歩進めて、法に則した記述とすべきである。

また、狩猟の指導取り締まりの強化について「希少猛禽類の鉛中毒発生を防止するため、 鉛ライフル弾及び粒径 7 ミリメートル以上の鉛散弾を使用する猟法を禁止しており、引き 続き、その遵守のための対策を関係機関と連携を図りながら行う」と記されているが、鉛 中毒が止まない状況から、その状況説明と実効ある具体策が明記されるべきである。

以上の欠点は、当協会が従来「保留」としてきた理由である「増加や分布拡大の現状と原因について科学的調査研究が不足であること」や「自然生態系への悪影響を減少させる対策がまったく不足なこと」に当たり、道案が根拠とした法の目的に示され、しかし道案に盛り込まれていない内容になる。北海道は、法に基づいて「狩猟の適正化を図る対策」に特化した案であると説明されるかと推測するが、法の一部に基づいた道案は、法の全体的な目的に合致しない部分が多くなるため、道民に対して説明する案としては、まったく不足である。

(3) 施策の実行におけるさらなる工夫が必要である

(3-1)地域ごとの個体数管理システムの構築が必要である

道案の捕獲による個体数抑制策は、道外を含んでハンターに捕獲を依頼する仕組みに基づいているが、ハンターが高齢化し減少している現在、捕獲・狩猟に頼りきったエゾシカ管理には相当に無理があるとの声が大きい。各市町村において狩猟行為ができるエゾシカ個体数管理者を計画的に設置していく方策など、将来的な展望が見える個体数管理システム作りが急務と考える。このような将来展望が示されない短期的な対策には、賛同が得られないと考える。

狩猟時のエゾシカ死体処理が不徹底になり希少鳥類やエゾヒグマなどに悪影響を与える 問題を解決するためには、死体処理をハンター任せにしないシステムが必要と考える。銃 や罠による狩猟・有害獣駆除から死体処理、そして有効利用までの過程について、狩猟や 駆除はハンターが担い、のこる死体処理や有効利用までの過程が別の、例えば、前項の個 体数管理者あるいは市町村が担うシステム、その全体を道が支援する全道的なエゾシカ管 理システムが構築される必要があると考える。さらには、死体放置を防ぐための具体策と して、市民による搬出協力や森林管理署による林道除雪などの協力が必ず必要である。

道案は、有効利用を前提として、需要が増すと捕獲が進み、エゾシカ個体数が管理できるという考え方に立っている。しかし、果たして、一般的な経済活動の中で、エゾシカ増加抑制策の前提条件となる有効利用の需要のために、死体処理がうまく進行していくのだろうか。この疑問を払拭するためには、上記のような公的なシステムが必要と考える。

(3-2) 道庁内の他部局、ならびに他の行政機関や諸団体との連携が必要である

北海道では、科学的調査研究の充実や自然生態系への悪影響の把握、生物多様性の確保などを含む総合的な北海道エゾシカ保護管理計画があり、その一部として今回の道案「狩猟の適正化を図る計画」が立案されている。そのため科学的調査研究の充実や生物多様性確保に寄与する対策が、今回の道案と別にあるのであれば、そのことを道案で十分に説明すべきである。逆に、そのような説明ができないならば、総合的なエゾシカ対策が考えられていないと見なすことができる。

他方、昨年6月に新たに設置された「エゾシカ対策室」は、総合的なエゾシカ増加対策を講じる部門とされている。しかし、14人純増の新組織は、捕獲対策と有効活用の2グループ、それぞれ増加を抑制するエゾシカ保護管理計画の立案と、可猟区を設定し有効活用を考える2グループから構成されており、農林業被害や自然生態系への影響を科学的に把握するグループが含まれていない。この新組織の構成は、まさに、今回の道案の法の目的に合致しない欠点をそのまま示している。

本来、エゾシカによる農林業被害については、新組織の中に別グループを設けて科学的な現状把握とそれに基づいた対策を考えるべきであり、同様に、自然生態系や生物多様性への影響についてもそれを専門とする別のグループが必要である。現状は、エゾシカによる農林業被害と自然生態系や生物多様性への影響について、農政部や水産林務部と環境生活部の連携の中でそれぞれ責任ある部局がないままにあるので、いつまで経っても効果的なエゾシカ対策ができないとの懸念が大きい。特に自然生態系や生物多様性への影響については、同じ自然環境課の生物多様性グループに任せており、3人ほどの人員構成で全道の生物多様性保全を担当するには無理があるので、必ずエゾシカに関わる新グループが必要である。以上の道庁組織論の欠点は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の目的に合致するように考察した結果であるので、組織編成の充実・修正を強く要望する。

(3-3)特に北海道森林管理局との協働作業が必要である

エゾシカの影響は、近年、北海道の自然のシンボルである高山、湿原および海岸の自然

植生、自然生態系や生物多様性に大きく及んでいる。これら北海道の自然への影響は、農耕地において防鹿柵・電牧の設置が進行したにもかかわらず農業被害が収まらない現状と考え合わせると、エゾシカが広い森林生態系に逃げ込み、狩猟圧を避けてきたことに一つの大きな原因があると考えられる。私たちは、特に広大な森林面積を有する国有林野において、森林施業・木材生産を重視するため長期にわたってエゾシカによる林業被害を無いものとして座視し、北海道における狩猟によるエゾシカ対策に協力的ではなかった姿勢が現状の問題を引き起こしたと捉えている。

ちなみに、私たちは、国有林や道有林において、天然更新を図るための受光伐(林冠木を伐採することによって光条件が良くなり林床において稚樹や若木の成長が促進される)という天然林伐採について、特にエゾシカ食害との関連から問題視してきた。林床の稚樹や若木がエゾシカの食害によって壊滅的に失われた道東地域や日高地域では、成長が期待される若い世代の樹木が少ないにもかかわらず受光伐・林冠の伐採が進行されてきた。それは、持続的林業経営や生態系保全の観点から極めて大きな矛盾だった。エゾシカ食害が著しい地域では、エゾシカによって若い世代の樹木が少なくなるという林業被害が無いものと見なさなければ、天然林施業・天然林伐採ができなかったと思われる。

森林生態系では、木材生産以外の多数の公益的機能が重視されるようになったが、林業の立場からはこのことに加えて「持続的林業経営」が大きなテーマになっている。そのため、森林生態系に与えるエゾシカの影響は、他の公益的機能はもちろん、持続的林業経営を考えただけでも、十分な現状把握が必要になっている。

北海道森林管理局は、つい最近、エゾシカの影響を認め、かつての考えを大きく変更した。このことは、北海道の重要な一次産業である林業と自然な森林生態系にとって、現在の臨界的な状況を変える大きな判断であったと評価される。しかし、これは、第一歩であり、林業被害についても自然な森林生態系とその生物多様性への影響についても科学的な現状把握が不足していることを認識し、科学的な現状把握とそれに基づいた対策を講じるべく早急に対応すべきである。そのため、北海道と北海道森林管理局は、密に連携した協働作業の体制を早急に構築し、科学的調査研究とそれに基づいた対策を徹底する必要がある。科学的データの蓄積を重ねることが、適正で実効あるエゾシカ管理策に結びつくと考えられる。

- (4) 根本的には、エゾシカ増加や分布拡大の現状と原因に関する調査研究、エゾシカ増加抑制策の科学的検証、そして順応的管理をすべて徹底すべきである
- (4-1) エゾシカの増減を決める一要因としての捕獲と個体数指数について説明が不足 である

エゾシカの増減を決める主要因として、(1)餌、(2)環境変動による自然死亡(冬季の積雪など)、そして(3)捕獲が考えられる。そもそも、道案は、農林業被害が増加しているので、捕獲によってエゾシカ増加抑制策を講じようとする施策であり、上記要因のうち(3)を主眼にしてエゾシカの増減を決めるという考え方に立っている。

まず、この捕獲に関するエゾシカ個体数分析において十分検討されているはずと考えるが、捕獲重視の考え方が妥当であるかを、改めて吟味する必要がある。

その一例として、東部地域における個体数指数の推移と捕獲数および被害額との関係について、再吟味・再検討を求めたい。第一に、個体数指数と捕獲数の関係では、メスジカ捕獲数が多ければ個体数指数は減少すると考えられる。しかし、東部地域における 1993 年以降の指数を比較検討すると、捕獲数が増加すれば個体数指数も増加し、捕獲数が減少すれば個体数指数も減少する傾向が認められる。この関係について再検討する必要がある。第二に、個体数指数と被害額を照合すると、個体数指数が増加すれば、被害額は増加すると考えられる。実際の資料を見ると、たしかに、個体数指数が増加すると被害額も増加し

ている。第三に、捕獲数と被害額について見ると、上記二点から、捕獲数が増加すれば個体数指数が増加し、個体数指数が増加すれば被害額が増加するので、捕獲数が増加すると被害額が増加することになる。このことは、実際の資料でもそのように示されている。被害額を減少させるために捕獲しているが、実際の資料はそのような結果になっていない。

道案は、個体数指数に基づいて捕獲に関する規制を緩和させていこうとする施策であるので、個体数指数、捕獲数および被害額との関係における上記の疑問に科学的に答える必要がある。

(4-2) エゾシカの増加要因の一つである生態系ごとの餌供給源についても明記すべき である

エゾシカの増加を支える(1)餌供給源についての調査研究が必ず必要である。

まず、農業生態系においては、食害を受ける牧草や作物の現存量・エネルギーがどれだけあり、どれだけのエゾシカ個体数を支えているのかが不明である。また、ほとんど無いとされてきた林業被害に当たる、森林生態系における冬季の樹皮剥ぎやササ類の採食、夏季の草本や低木類の採食はどの程度の現存量・エネルギーになり、どれだけのエゾシカを支えているのか不明である。さらに、北海道の車道脇に長大な草地を用意し、特に越冬期後半の餌供給源となっている法面植生は、良好な採食地としてエゾシカが集中するため、交通事故の問題がついてまわるが、そこでの現存量・エネルギーがどれだけのエゾシカ個体群を支えているのかも不明である。以上の人工的な生態系の周辺や奥地には、海岸草原や湿原、さらには高山など森林以外の自然生態系が認められ、それぞれにおけるエゾシカの影響が近年ほど顕著になっている。

以上のように、各種の生態系における餌供給源は、エゾシカの日行動・季節移動だけではなく、個体数増加に深くかかわる。したがって、農業生態系とその周辺においては、狩猟と有害獣駆除の状況と個体数の関係、防鹿柵の設置状況と個体数の関係が地域ごとに明らかにされる必要がある。道案では、防鹿柵の効果、その設置状況、それらにかかわる個体数の変化が全道的にも地域ごとにも示されていない。他方、これら農業生態系及び周辺における捕獲や防鹿柵設置状況が周辺の自然生態系(自然林、湿原、海岸草原など)や人工林における個体数の変化とどのように関わっているかが明らかにされるべきである。林業被害の実態も、道案の資料として極めて小さな値で示されているが、稚樹・若木の食害、樹皮剥ぎの影響など、森林・林業への影響は非常に大きいと推定される。道では、森林被害額をかつてどのように積算し、今後はどのように把握していくのか、それらを明らかにすべきである。さらに、高山植物や希少植物への影響についても各所から紹介されるようになっているが、道案の資料には見当たらないので、調査を願い、調査結果があれば報告を願いたい。以上のように、エゾシカは異なる生態系にわたって移動し採食しているので、それぞれの生態系において、きめ細かく資料の収集・整理・解析を行い、その結果を道民に知らせていただきたい。

北海道の種々の生態系におけるエゾシカの影響が問題視されているが、それぞれの生態系におけるエゾシカへの餌供給の状況(収容力)、とりわけ人為的要因による餌供給の増大が十分に現状把握されていない。餌供給(収容力)が変化しなければ、狩猟によって減少した分が1~2年で元に戻る可能性がある。以上の餌供給源の把握と餌供給を防止する対策がエゾシカ増加を止める根本的で重要な対策になると考える。

より端的に言うならば、人間の生産活動域に近い場所での狩猟・有害獣駆除、さらには 防鹿柵が設置されたとしても、エゾシカにとっては避難・移動できる生態系が広く残されていると考えられる。狩猟・捕獲に頼る個体数減少施策が進められているが、これら生態 系間にわたる移動生活に関して分析・吟味がなされないので、その施策の実効性がなかなか上がらないと考える。

農林業被害や自然生態系への影響を科学的に評価する体制を構築する必要がある。例えば、地域ごとに捕獲数が増加した結果、農林業被害や自然生態系への影響が減少したと明言できる科学的方法に基づいた調査研究体制が必要である。地域ごとに防鹿柵の設置状況と農林業被害額の増減の関係、地域ごとの有害獣駆除などによる捕獲数と被害額の関係、逆に、防鹿柵による囲い込みから外れた自然生態系への影響把握など、より小さな地域における増加抑制策の効果を科学的に検証できる仕組みづくりが必要である。

以上の餌要因に関する施策では、環境生活部の自然保護部局だけではなく、道庁内の農林部局、さらには後述する国有林野との協働作業が必要である。道案では、この餌に関する観点からの施策を含む総合的な対策が不明確なので、その点を明記すべきである。

(4-3) 希少鳥類に関する実効ある保全策が示されなければならない

エゾシカの個体数削減は緊急の課題と考えるが、生物多様性保全の一つ、希少鳥類(猛 禽類)への実効ある対策は不可欠である。

今回の道案は、昨年度と同様に、エゾシカの可猟期間と可猟区域の拡大に伴い、オジロワシなど希少鳥類への悪影響回避策として、日本海沿岸北部とオホーツク沿岸の海岸・湖沼付近において3月の狩猟自粛をお願いすることとなっている。まず、このような広範囲を対象として漠然と銃猟自粛を要請することに関して、実際に、ハンターが自粛されているのか、北海道には、昨年度の自粛効果を検証し道民に説明していただきたい。また、上記の自粛対象は、オジロワシなどの営巣地が存在する太平洋側や内陸の湖沼・河川周辺(資料3のAやD)を除外しているので、対象地域も決して妥当とは言えない。

希少猛禽類の営巣地点そのものの公開は、営巣放棄などに結果するリスクが伴うことから現時点では難しい。しかし、単に「自粛」をお願いする施策ではなく、営巣地が特定されないように工夫した上で、高密度の営巣エリアでは、少なくとも影響の大きな期間を禁猟とすること、また低密度エリアでは繁殖期間に営巣地ごとに適切な立入禁止区域を設定することなど、きめ細やかな科学的検討に基づく保護策が講じられるべきである。これは、希少鳥類の積極的な保護を目的とした生物多様性保全の観点から、かつ、エゾシカの捕獲に関する規制緩和と平行した施策として、エゾシカ禁猟期間や禁猟区域の設定も必要不可欠であると考えるからである。北海道が希少鳥類の保護対策を積極的に講じるという姿勢が明らかであれば、データの供給を含めた鳥類研究者の協力が得られるはずと考える。

さらに、猛禽類への悪影響を与える時期に関する考え方が論点となる。道路事業等の開発行為における猛禽類への悪影響を考える場合、一般に、抱卵前の求愛や巣材運搬等の時期も含めた繁殖期を影響の大きな時期として捉え、対策を講ずる。道案では、資料1の4において影響の大きな時期を3月以降としているが、たとえば資料に挙げられているオジロワシは一般に1月以降を繁殖時期としている。特に2月は、交尾や造巣等の実際の繁殖行動が行われ、巣の選択に関わる当該年の繁殖に非常に重要な時期にあたる。また、オジロワシは3月中旬から抱卵を開始するつがいも多く、抱卵している場合、狩猟行為による一回の撹乱が抱卵の失敗、つまりそのシーズンの繁殖失敗をもたらす危険性が大きい。したがって、これらの時期の営巣地周辺における狩猟行為は絶対に回避されるべきであり、オジロワシについては少なくとも2月からを悪影響の大きな時期と捉えること、3月は営巣地周辺での撹乱行為は絶対に避けなければならない時期と認識すべきであり、道案を検討し直していただきたい。

他方、希少鳥類の保全のため道北・道東の低地において銃猟自粛をお願いすることは、 一方では低地に多いエゾシカ個体数の減少にとってマイナス要因になるとの考えも生じる。 そのため、こうした希少鳥類の生息域であっても、対象個体の行動圏や環境利用パターン を明らかにした上で、ゾーニング等の工夫により、エゾシカ狩猟が可能となる場所もある かと考えられる。これとは反対に、特に海岸に近い低地で、本来のオジロワシの営巣場所 として適した急傾斜地の森林が崩落防止や道路改修などのために伐採され、そのような斜面や法面に冬季にエゾシカが集中する状況がしばしば認められる。このような生態系における多面的な様相については、エゾシカを中心とした自然生態系の順応的管理を総合的に検討するため、鳥類研究者を含んだ生態系総合研究が可能な組織が必要である。

ところで、エゾシカ死体の処理は、エゾヒグマの食性変化と人間への危害回避の問題、 そしてオジロワシ、オオワシなどの鉛中毒を防ぐ方策に深く関わるため、徹底することが 肝心である。当協会は、道案にある「残滓」には残りカスの意味があり放置を是認する印 象があるため、この言葉は使用しないで単に「死体」と呼ぶべきであると要望してきた。

エゾシカ死体処理の徹底とともに、鉛弾の使用禁止を徹底するため、実効ある対策を講じる必要がある。鉛弾の使用禁止は、北海道で多発している猛禽類やシマフクロウへの影響が明らかであるため、北海道だけで行われている。エゾシカ狩猟におけるハンターの命中精度の観点や、鉛弾が禁止されていない本州のハンターにエゾシカ猟を願うことから、今なお鉛中毒が認められ、鉛弾規制は不徹底なままにある。こうした矛楯は、早急に解決されるべきであるが、そのためには環境省・国レベルにおいて、鉛弾使用による野生生物への悪影響について、北海道だけではなく全国的に調査研究を徹底し検討することが必要であり、北海道における生物多様性保全の立場から全国的な鉛弾使用禁止を求めるべきである。

最後に、エゾシカの狩猟は今後も継続されていくものと予想されるので、エゾシカ狩猟の影響を受ける可能性のある希少猛禽類・保護鳥類種については、各種の生活史や生態特性に応じた影響回避対策について、鳥類研究者と意見交換しながら、保全策を実施すべきである。

(4-4) 調査研究と施策の科学的検証・評価を含む、順応的管理を徹底すべきである

総じて、エゾシカの科学的保護管理を行うためには、増加の現状や原因を緻密に調査研究し、原因に対して実効ある対策を講じること、対策の有効性について逐次チェックする順応的管理が必要なこと、そしてエゾシカによる農林業被害だけではなく北海道を特徴づける自然生態系への影響についても現状把握に基づいた対策を講じること、これらが肝要である。

ところが、北海道では、狩猟・捕獲の実効性をあげるため毎年のように対策に修正を加えてきたにもかかわらず、実際には、目標捕獲数に達せず、エゾシカの増加と分布拡大が進行し、農林業などの被害を大幅に減少させることができない状況にある。今回の道案もまた、全体として、農林業被害や自然生態系への影響について立案の根拠となる基礎的な現状把握が不十分なままにあり、エゾシカ増加を止めることができなかった前年までの方策を評価・修正する順応的管理が十分ではない。

何故エゾシカの増加が止まないのか、何故エゾシカが全道的に水平的にも垂直的にも分布を拡大しているのか、増加や分布拡大の原因が北海道から十分に説明されていない。そうした状況下において、増加傾向にあるとされるエゾシカを減少させるため、狩猟・捕獲によるエゾシカ対策が重視されてきたが、実際には、現状把握や原因追及と実際の対策の間に大きな論理の飛躍が認められる。エゾシカ管理対策は、根本的なところで、原因に対応した実効的な対策であるかどうかが問われるので、科学的な調査研究とともに、施策の検証・評価も徹底しなければならない。

可猟区の設定においてブロックごとの対策が考えられているが、エゾシカについてメッシュごとに詳細なデータがあると思われるので、狩猟CPUEの細かな分析などができ、その上で、集中的にどの地域に対応するかを検討すべきと考える。詳細に検討した結果、同じ猟区になるにしても、検討の経緯を説明でき、それが道民との合意形成手続きにおいて重要と考える。また、被害増大傾向が強い現状では、全道的な緊急の捕獲事業が必要で

あるが、しかし、ブロックごとに一律の捕獲目標値を設定するのでは実現可能性に無理が 生じることも否めない。全道的に一律の対策を講じることが効果的かどうか再検討する必 要がある。他方で、順応的管理を進めるために、実現可能な捕獲目標を設定できる地域を 選び、対策の是非を緻密に検証する方法もあると考えられる。

より緻密で有効性のあるエゾシカ対策にとって、全道ならびに支庁や市町村ごとの個体数の増加、地域的そして季節的に変動する密度の変化(疎密の程度)、水平的または垂直的な季節移動など、それらの科学的調査研究を徹底することが大前提になると考える。多面的で徹底した調査研究が必要であり、エゾシカ問題を多面的・学際的に調査研究していく組織を作るべきである。

一方で、市民が参加でき道民こぞって科学的に分析できる情報収集に努めることができるような体制づくりも必要と考える。上記の現状把握について、私たちはすでに、夏季および冬季の登山者に対するアンケートにより夏季の垂直的移動や冬季の越冬状況・密集地などを把握することができるとして、研究者や狩猟者による把握だけではない方法が考えられることを指摘してきた。

さて、順応的管理として、科学的保護管理のための現状把握について毎年、詳細に検討されることが最も重要である。しかし、北海道にはそのような検討の形跡が認められない。 狩猟・捕獲によるエゾシカ保護管理に関して、北海道をブロックに区分してブロック一律の対策を定めることは、各振興局・市町村で数値差が大きいため、科学的・客観的な説明責任を果たしていない。そのため、特に増加傾向の著しい振興局や市町村において、真っ先に増加した原因を詳細に検討し、地域ごとの対策を講じることが必要である。特に農業被害が急増・拡大している地域とその周辺域を重点的な捕獲地とし、その効果を科学的に検証する必要がある。さらに、地域ごとに目標捕獲頭数に至らなかった原因を明確にし、それに基づいた具体的な対策を示す必要がある。

順応的管理のもう一つとして、エゾシカ増加に関する施策に関して、社会科学的な検証が必要と考える。例えば、すでに述べた道北・道東海岸域におけるハンターの銃猟自粛に関して、自粛依頼がどの程度の効果を持つのか、社会科学的に検証する必要がある。また、「食べて減らす」北海道のエゾシカ対策の根本について、ジビエの安全性問題に加えて、そもそも需要がどの程度期待できるのかという観点での社会調査がなされていないように思われる。エゾシカ管理に human dimensions を導入することは新しい視点ではあるが、人間社会の動態に関する基礎的社会調査が皆無では、北海道のエゾシカ増加抑制策の効果はまったく期待できないだろう。

道案は、エゾシカの狩猟・捕獲に頼る対策を述べており、それに対して当協会は自然保護の立場から種々の意見を述べてきた。エゾシカ増加に伴う諸問題は、狩猟・捕獲方策だけで解決できるとは考えられない。エゾシカの科学的管理やエゾシカに関わる自然生態系の順応的管理にとって、「エゾシカ増加による自然生態系や一次産業への悪影響は、その増加が人為的な要因による場合により大きな問題となり、逆に人間が取り除く工夫ができるはずである」と考える。そのため、エゾシカ増加を促進する人為的要因を取り除く必要がある。具体的には「人間活動によって増加した餌の供給」については、それを削減して個体数を抑制すべく、現状把握から対策まで具体的な管理策を構築すべきである。エゾシカに関わる諸問題は、北海道の自然生態系にとって重大問題であるとともに、時間と労力がかかる大きな課題である。従って、対策が遅きに失することのないように、予算的にも人的にも今まで以上に力を入れて、総合的な検討をすぐにも開始していただきたいと要望する。